

江府町告示第17号

江府町肥料価格高騰対策事業費補助金交付要綱の制定をここに公布する。

令和8年3月17日

江府町長 白石祐治

江府町肥料価格高騰対策事業費補助金交付要綱

令和8年3月17日

江府町告示第17号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域資源（家畜排せつ物等）の利用拡大に向けた取組を支援することで、肥料価格高騰による農業経営への影響を緩和し、併せて「鳥取県みどりの食料システム戦略基本計画」（令和5年3月策定）で掲げた化学肥料使用量2割低減に向けた取組の定着を図ることを目的とした江府町肥料価格高騰対策事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、江府町補助金等交付規則（昭和38年7月1日規則第13号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付)

第2条 町は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に、同表の第4欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）以下とする。

(補助金の申請)

第3条 本補助金の交付を受けようとする者は、規則第5条に定める補助金等交付申請書に、様式第1号を添付して江府町長（以下「町長」という。）に提出しなければならない。

(交付決定の時期等)

第4条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第2号によるものとする。

(承認を要しない変更)

第5条 規則第11条第1項の町長が別に定める変更は、本補助金の増額を伴う変更以外の変更とする。

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第6条 補助対象者は、補助事業が完了したときは、様式第3号に様式第1号を添付して、補助事業完了の日から起算して20日又は補助金の交付決定のあった日の属する翌年度4月20日のいずれか早い日までに町長に提出しなければならない。

(その他)

第7条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年3月17日から施行し、令和6年12月1日から令和7年12月31日までの堆肥等の散布に係る事業に適用する。

別表（第2条関係）

1 対象事業	2 事業実施主体	3 補助対象経費	4 補助率
地域資源利用 拡大推進事業	農業協同組合、地域農業 再生協議会等	地域資源（家畜排せつ物等）を活用 した堆肥等の利用における掛かり増 し経費（運搬・散布）	1/6以内（1千円 /10a以内）

様式第1号（第3条、第6条関係）

〇〇年度江府町肥料価格高騰対策事業計画（実績報告）書及び収支予算（決算）書

1 事業の目的（効果）

2 事業の内容

3 事業実施計画（実績）

区分	実施時期	内 容

4 経費

（単位：円）

区分	補助対象経費 (A) + (B)	負 担 区 分		備 考
		町 費 (A)	その他 (B)	
合 計				

（注）備考欄に主な経費の積算内訳を記載すること。

5 他の補助金の活用の有無

有 ・ 無

「有」の場合は、以下の欄に記入してください。

（1）事業名

（2）事業内容

（3）補助金所管部署・団体名及び連絡先

6 収支予算（決算）

(1) 収入の部

(単位：円)

区 分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
町 補 助 金 そ の 他					
合 計					

(2) 支出の部

(単位：円)

区 分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
合 計					

7 事業完了（予定）年月日

年 月 日

8 消費税の取り扱い（一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者・地方公共団体・特定収入割合が5%を超えている公益法人等・仕入控除税額が明らかでない一般課税事業者）

※いずれか該当するものに○をしてください。

9 添付書類

- ・別紙「事業実施計画（報告）書」
- ・事業費の算出根拠となる以下の証拠書類
 - 事業申請時：対象品目の栽培基準
 - 事業実績報告時：農業者名簿、領収書、請求書等

様

職 氏 名

〇〇年度江府町肥料価格高騰対策事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった江府町肥料価格高騰対策事業費補助金（以下「本補助金」という。）については、江府町補助金等交付規則（昭和38年7月1日規則第13号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

本補助金の対象事業は、「・・・・・・・・・・事業」とし、その内容は、申請書に記載のとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- | | | |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、申請書に記載のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、江府町肥料価格高騰対策事業費補助金交付要綱（令和8年3月17日付告示第17号。以下「要綱」という。）第2条第2項及び第5条第2項の規定を適用して算定した額と、2の(2)の交付決定額（変更された場合は、当該変更後の額）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

様

職 氏 名

〇〇年度江府町肥料価格高騰対策事業実績報告書

〇〇年〇〇月〇〇日付第〇〇号による交付決定に係る肥料価格高騰対策事業費補助金について、江府等肥料価格高騰対策事業費補助金交付要綱第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

補助金等の名称	令和〇年度江府町肥料価格高騰対策事業	
交付決定	算定基準額	交付決定額
実績		
差引		
添付書類	1 事業報告書 2 収支決算書(に準ずる書類)	